

令和2年度 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び 認知症対応型通所介護設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）、看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）及び認知症対応型通所介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を決定するために行うものです。

なお、本年度は2回の応募受付を行います。

2 募集内容等

区 分	内 容
募集するサービス種類	①小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）、②看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）、③認知症対応型通所介護
募 集 対 象 地 域	市内全域
補 助 金 の 交 付	上記①、②又は③のサービスについて、広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象になります。 補助金の交付にあたっては、工事等の着手時期などの交付要件があります。詳細は介護保険課管理係（電話082-504-2173）までお問い合わせください。

3 説明会の開催等 ※予定は変更となることがあります。

募集に当たって、次のとおり説明会を実施します。説明会に参加される方は、本市ホームページに掲載している「説明会参加申込書」により、4月3日（金）午後5時まで、電子メール又はFAXで介護保険課に提出してください。

日 時	令和2年4月8日（水） 午前10時から午前11時30分まで
場 所	中区地域福祉センター5階 大会議室 （広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル）

※ 説明会に出席される際は、本市ホームページに掲載している募集要領等資料一式をダウンロードし、持参してください。

4 質疑応答

募集要領に関する質問は、5月28日（木）午後5時まで、「募集要領に関する質問書」により電子メール又はFAXで介護保険課に送付してください。来課又は電話での質問は、原則と

して受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。

なお、「想定される主な Q&A」を示していますので、参考にしてください。

5 応募方法

(1) 応募受付

	1 回目	2 回目
受付期間	令和2年6月1日（月）から 6月5日（金）まで	令和2年12月14日（月）から 12月18日（金）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで	
受付場所	広島市役所本庁舎2階 介護保険課 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 082-504-2721	
提出部数	1 部 選考委員会資料とするため、次の資料を別途7部提出してください。 「2 小規模多機能型居宅介護等事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、 「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、 「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 開設予定地の写真」、「24 位置図」	
※1 事前に提出日時を電話で予約してください。		
※2 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しないため、受付時間厳守でお願いします。		

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項」を確認の上、「提出書類一覧表」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表」とともに A4 判
パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間
終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等事業計画書の不備がないよ
う十分確認の上、提出してください。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、圏域ごとの応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

6 設置運営事業者の決定等

(1) 適否判定

別紙2の「小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価(指導)基準」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、評価対象外とし、採点はありません。

(2) 評価及び決定

応募者から提出された事業計画書を、別紙2の「2 評価基準」及び「3 評価の視点」により評価します。

評価得点が135点満点中6割以上であり、かつ、大区分「事業所運営」に係る配点80点中6割以上である場合、各サービスに係る設置運営事業者として決定します。

なお、評価得点が上記に満たない場合は、応募者は、本市の指導を経て、評価結果が上記の点数以上となるよう事業計画書の見直しを行い、再度、事業計画書を本市に提出することができます。

設置運営事業者の決定については、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会の意見を聴取します。

(3) 評価結果の通知及び公表

応募者全員に対し、1回目の応募は令和2年8月下旬ごろに、2回目の応募は令和3年3月中旬ごろに評価結果を通知します。また、決定された応募者については、応募者名、決定に係る評価状況及び評価結果を本市ホームページに掲載します。

7 事業者指定

設置運営事業者決定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、評価された事業計画を満たした段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。令和3年度末（令和4年4月1日指定を含む）までに事業が開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

8 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が開設予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の決定を行いますので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

ありません。

- オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 決定取消しについて

ア 設置運営事業者として決定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和3年度末（令和4年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、決定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として決定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、開設予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、決定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の決定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 決定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として決定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

なお、設置運営事業者として決定される前の辞退は可能です。

(5) 開設予定地について

ア 開設予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 開設予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書

提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。))を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その拳証資料（預金残高証明書等）を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について（共用型認知症対応型通所介護を除く。）

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会（事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む）とします。別紙2「評価（指導）基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として決定後は速やかに、決定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等（都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課（Tel082-504-2506）にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課（Tel082-504-2288）又は都市整備局緑政課（Tel082-504-2396）にお問い合わせください。

エ 本施設については、都市再生特別措置法に基づく広島市立地適正化計画における誘導施設に設定されているため、都市機能誘導区域外に開設する場合など、届出が必要となる場合が

ありますので、都市整備局都市計画課（Tel082-504-2267）にお問い合わせください。

オ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、開設予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。

カ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。また、耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を開設資金に積算してください。

○ お問い合わせ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

TEL (082) 504-2721

ファックス (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

○ 本市ホームページ

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者](#) > [広島市の介護保険](#) > [事業者向け情報](#) > [事業者募集](#)

【準備】

3月中旬

募集要領の公表

応募受付期間

1回目 6月1日～6月5日
2回目 12月14日～12月18日

事業計画書 受付

期間中は事業計画書の補正が可能

適否判定

適否判定基準を満たしていない場合

「否」と判断（評価対象外）

審査から選考は市地域
密着型サービス事業者
選定委員会が実施

評 価

評価点数が満点の
6割以上等の場合

評価点数が満点の
6割未満等の場合

市地域密着型サービス
運営懇談会への意見聴取

評価結果
通知書

1回目 8月下旬
2回目 3月中旬

設置運営事業者
決定通知書

1回目 8月下旬
2回目 3月中旬

本市の指導
↓
6割以上等に達した時点

市地域密着型サービス
運営懇談会への意見聴取

設置運営事業者
決定通知書

【設置運営事業者の選定】

【事業所整備等】

事業所整備及び人員の確保等

【事業者指定】

事業者指定申請

（事業所整備等が終了した事業者から
順次手続を進める。）

審査

1回目・2回目とも
令和3年度末まで

事業者指定

小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価（指導）基準

1 適否判定基準

(1) 設置運営事業者（応募者）に係るもの

①	介護保険法の規定に基づく事業者の指定要件を満たしていること。
②	介護保険事業の適正な運営を行っていること。 ・ 法人及び事業所運営に関し、介護保険法の規定に基づく監査において文書指摘事項がある場合は、それが改善されていること。 ・ 新規整備を行うにふさわしくない法令違反や社会的問題を起こしていないこと（介護保険法の規定に基づく監査を受けている場合を含む。）。 ・ 直近3年間の会計年度において、3年連続して当期純損益が赤字でないこと。
③	広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当していないこと。
④	広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
⑤	法人の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）及び事業所の管理者の予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、広島市暴力団排除条例（平成24年広島市条例第14号）に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者（※）に該当しないこと。
⑥	設置運営事業者として選定又は決定され事業所を開設した後10年を経過せず当該事業所を廃止した事業者にあつてはその廃止の日から起算して3年を経過していること、当該事業所を休止した事業者にあつては応募時点で事業所を再開していること。

(2) 設置計画に係るもの

事業所の開設時期	令和3年度末（令和4年4月1日指定を含む）までに事業開始が見込まれる計画であること。
開設予定地	各種法令等に適合し、かつ、広島市内に用地確保が確実であること。 ① 自己所有、借地及び借家により開設予定地が確実に確保できること。 ② 開設予定地は、公道に面しているか、進入路が確実に確保されるものであること。また、緊急車両が進入できるものであること。 ③ 開設予定地及び事業所の建物に施設存続の支障となりうるような権利設定がない、又は、その権利の抹消が確実であること。 ④ 開設予定地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。 ⑤ 開設予定地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条で定められた土砂災害警戒区域及び第9条で定められた土砂災害特別警戒区域（同法に基づく基礎調査の結果として公表された土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に相当する範囲を含む。）に指定されていないこと。

施 設 要 件	① 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号）で定められた基準を満たすこと。 ② 都市計画法、建築基準法等の関係法令に適合すること。
地 元 説 明	地元説明が行われていること（共用型認知症対応型通所介護を除く。）。 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告すること。 【注意事項】 ○ 説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会とします。ただし、整備予定地が隣接する町内会との境界付近に位置する場合など、事業所の設置に伴い周辺町内会も影響を受けることが見込まれる場合はその町内会にも説明を行ってください。 ○ 町内会に説明を行うに当たっては、町内会長に相談の上、説明会や各戸へのポスティングなどその地域に適切な方法により丁寧に説明してください。町内会に入会していない住民にも配慮してください。 ○ 説明に際しては、事業所の概要（規模、構造及び提供するサービスの内容）、事業所の建設に関する事項（工事の実施計画、安全対策、騒音など想定される影響と対策）及び事業所開設後に地域の住環境に及ぼす影響と対策（日照、テレビ電波受信の障害、車両通行状況等）について、具体的な説明をしてください。 なお、この説明は、広島市に小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護）の事業計画書を提出するための事前説明であり、この説明の後に広島市へ事業計画書を提出し、選考の上選定された場合に整備を行うものであることを併せて説明してください。 ○ 事業所整備に対する反対意見や反対運動があった場合は、具体的な対応方策を示すとともに、適宜、対応状況及びその結果を書面により報告してください。 ○ 提出された報告書の内容については、説明先の代表者に確認を求めることがあります。その結果、内容が虚偽であると判断した場合には「否」となる場合があります。

※ 暴力団密接関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- 1 その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
- 2 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）
- 3 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）
- 4 情を知って、上記 1 から 3 までの者を利用している者（事業者を含む）
- 5 情を知って、上記 1 から 3 までの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）